

着地検査の具体的な対応方法等について

魚種：サケ科魚類

作成日：令和4年3月22日（初版）

「静岡県における輸入水産動物の着地検査対応指針（令和4年2月21日改正）」（以下「指針」という）2の（2）の着地検査の具体的な対応方法等のうち、サケ科魚類（発眼卵）に関する事項は下記のとおりとする。

（1）対象の輸入水産動物の種類及び形態

対象の輸入水産動物の種類：サケ科魚類

対象の輸入水産動物の形態：発眼卵（飼育施設への導入時にふ化していないもの）

（2）着地検査の実施機関及び実施者

- ・サケ科魚類発眼卵の輸入にかかる着地検査は、仕向先の養殖施設等の所在地にかかわらず、持続的養殖生産確保法第10条第1項の規定に基づき水産・海洋技術研究所富士養鱒場に配置された立入検査をする職員（以下「県検査者」という）が実施するものとする。

（3）着地検査の期間及び回数

- ・着地検査の期間は、輸入水産動物の養殖施設への導入から6か月間（飼養期間が6か月未満の場合、導入から飼養終了までの全期間）とする。
- ・着地検査の回数は、月に1回とし、導入時の初回検査を含め計7回行うものとする。

（4）着地検査の方法

- ・着地検査の目的を鑑み、輸入水産動物が養殖施設等へ導入される際の初回検査は原則立入検査とすべきところ、発眼卵は施設導入前に消毒剤を用いた卵消毒が可能なため、生魚体に比べて病原体を持ち込むリスクが極めて低いことを考慮し、初回検査に立入検査は要しないものとする。ただし、当該養殖施設が輸入発眼卵を初めて導入する場合は、消毒等作業方法等の確認・指導、県検査者による当該養殖施設の状況把握が必要なため、初回検査は立入検査を行うものとする。
- ・初回検査に立入検査を行わない場合は、2回目から7回目の着地検査のいずれか1回は立入検査を行うものとする。
- ・立入検査の他、着地検査の方法の詳細は下記のとおりとする。

ア 立入検査

- ・立入検査は、県検査者が着地検査場所へ出向き行う。
- ・立入検査の実施日は、平日のみとする。
- ・立入検査では、指針別紙「着地検査記録票（初回検査用）」に掲げる項目について、事前に輸入者もしくは仕向先の養殖施設の責任者（以下「施設責任者」という）から提出を受けた輸入許可申請書の写しや、動物検疫所から提供を受けた輸入許可証を参考に、県検査者が現場での現物確認等を行う。

- ・発眼卵のふ化槽等への導入前には、ポビドンヨード剤を用いた卵消毒を行う。なお、卵消毒に用いるポビドンヨード剤は、仕向先の養殖施設が費用負担し、検査当日までに調達・準備する。
- ・発眼卵の運搬に用いられた梱包材や冷却用に同梱された氷・保冷剤等の資機材は全てポビドンヨード剤等消毒剤で消毒・殺菌した後、養殖施設が適切に廃棄処分する。なお、消毒が完了した資機材は、養殖施設で再利用しても構わない。
- ・初回検査の立入検査には施設責任者の立ち合いを必須とし、県検査者は必要に応じて輸入者にも立ち合いを求める（立入検査当日に施設責任者の立ち合いが無い場合は、着地検査への協力要請に対し養殖施設から同意が得られていないものと判断し、着地検査を中止する）。
- ・2回目以降に立入検査を行う場合は、県検査者が着地検査場所へ出向き、施設責任者の立ち合いのもと、指針別紙「着地検査記録票（2回目以降用）」に掲げる項目について飼育日誌等を参考に確認する他、対象の輸入水産動物や同じ施設内で飼育される他の水産動物の様子等について現地確認を行う。また、導入時の状況についても報告を求める。なお、2回目以降に立入検査を行う場合で立入検査に施設責任者の立ち合いが困難な場合は、当該水産動物の飼育状況を十分に把握する当該施設の従業員等を代理としても構わない。

イ 聞取調査（施設責任者からの報告等）

- ・聞取調査は、指針別紙「着地検査記録票（2回目以降用）」に掲げる項目について、県検査者が施設責任者から電話で聞き取りを行うか、もしくは施設責任者から県検査者へ電子メールで当該記録表の提出を求める。
- ・初回検査に立入検査を行わず聞取調査とする場合は、輸入水産動物の導入日の翌営業日までに、指針別紙「着地検査記録票（初回検査用）」に掲げる項目について、県検査者が施設責任者から電話で聞き取りを行うか、もしくは施設責任者から県検査者へ電子メールで当該記録表の提出を求める。この場合、県検査者は輸入水産動物の現物確認や導入時の消毒等作業の実施確認ができないため、県検査者は施設責任者に対し、養殖施設への輸入水産動物の導入に施設責任者が必ず立ち会うこと、及び、導入する輸入水産動物の現物や導入作業の様子を写真等で記録して2回目以降に行う立入検査において県検査員へ報告することができる。

ウ 着地検査により輸入水産動物に疾病の発生が疑わしい場合

- ・魚病担当者が飼育状況を確認し、必要に応じて魚病検査を実施する。
- ・特定疾病の発生が疑われる場合には、水産資源課へ報告するとともに、水産研究・教育機構水産技術研究所に確定診断を依頼する。
- ・特定疾病の発生が確認された場合については、検査結果を水産資源課経由で畜水産安全管理課及び関係都道府県へ速やかに報告するとともに、関係者と連携して具体的なまん延防止措置についての対応を協議する。